ア　建築工事
　(A)ａ　建物用途　庁舎、事務所又は類似施設
　　なお、類似施設とは、事務室、会議室、研修室、人文科学系の研究室及びこれらに類する室の床面積（これに付随する共用部分の床面積を含む。）が当該施設の延べ床面積の過半を占める施設又は事務室、会議室、研修室、人文科学系の研究室及びこれらに類する室の床面積（これに付随する共用部分の床面積を含む。）が下記ｃの要件を満たす施設を指すものとする。
　　ｂ　構造　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
　　ｃ　建物規模　延べ床面積20,000㎡以上
　　ｄ　階数　地上８階以上
　　なお、経常ＪＶにあっては、当該経常ＪＶの構成員のうち１社が平成８年４月１日以降に元請として完成・引渡しが完了した上記(A)の要件を満たす施工実績を有し、その他の構成員は、平成８年４月１日以降に元請として完成・引渡しが完了した下記(B)の要件を満たす施工実績を有すること。（共同企業体としての実績は、出資比率が20％以上の場合に限る。）。
　(B)ａ　建物用途　上記ア(A)ａに同じ
　　ｂ　構造　上記ア(A)ｂに同じ
　　ｃ　建物規模　延べ床面積6,000㎡以上
　　ｄ　階数　地上３階以上
　(C)ａ　建物用途　上記ア(A)ａに同じ
　　ｂ　構造　上記ア(A)ｂに同じ
　　ｃ　建物規模　延べ床面積2,000㎡以上
　　ｄ　階数　地上３階以上
　　なお、経常ＪＶにあっては、当該経常ＪＶの構成員のうち１社が平成８年４月１日以降に元請として完成・引渡しが完了した上記(C)の要件を満たす施工実績を有し、その他の構成員は、平成８年４月１日以降に元請として完成・引渡しが完了した下記(D)の要件を満たす施工実績を有すること。（共同企業体としての実績は、出資比率が20％以上の場合に限る。）。
　(D)ａ　建物用途　上記ア(A)ａに同じ
　　ｂ　構造　上記ア(A)ｂに同じ
　　ｃ　建物規模　延べ床面積750㎡以上
　　ｄ　階数　地上２階以上
イ　電気設備工事
　(A)ａ　建物用途　上記ア(A)ａに同じ
　　ｂ　建物規模　上記ア(A)ｃに同じ
　　ｃ　階数　地上３階以上
　　ｄ　工事種目　電灯設備及び火災報知設備
　　ただし、工事種目は、電灯設備と火災報知設備が別々の電気設備工事の実績でもよいものとするが、それぞれ上記ａからｃまで全ての要件（工事種目のシステム一式を施工していること。）を満たす工事とする。
　　なお、経常ＪＶにあっては、当該経常ＪＶの構成員のうち１社が平成８年４月１日以降に元請として完成・引渡しが完了した上記(A)の要件（工事種目のシステム一式を施工していること。）を満たす施工実績を有し、その他の構成員は、平成８年４月１日以降に元請として完成・引渡しが完了した下記(B)の要件（工事種目のシステム一式を施工していること。）を満たす施工実績を有すること。（共同企業体としての実績は、出資比率が20％以上の場合に限る。）。
　(B)ａ　建物用途　上記ア(A)ａに同じ
　　ｂ　建物規模　延べ床面積6,000㎡以上
　　ｃ　工事種目　電灯設備及び火災報知設備
　　ただし、工事種目は、電灯設備と火災報知設備が別々の電気設備工事の実績でもよいものとするが、それぞれ上記ａ及びｂの要件（工事種目のシステム一式を施工していること。）を満たす工事とする（共同企業体としての実績は、出資比率が20％以上の場合に限る。）。
ウ　暖冷房衛生設備工事
　(A)ａ　建物用途　上記ア(A)ａに同じ
　　ｂ　建物規模　上記ア(A)ｃに同じ
　　ｃ　階数　地上３階以上
　　ｄ　工事種目　空気調和設備及び排水設備
　　ただし、工事種目は、空気調和設備と排水設備が別々の暖冷房衛生設備工事の実績でもよいものとするが、それぞれ上記ａからｃ全ての要件を満たす工事とする。
　　なお、経常ＪＶにあっては、当該経常ＪＶの構成員のうち１社が平成８年４月１日以降に元請として完成・引渡しが完了した上記(A)の要件（工事種目のシステム一式を施工していること。）を満たす施工実績を有し、その他の構成員は、平成８年４月１日以降に元請として完成・引渡しが完了した下記(B)の要件（工事種目のシステム一式を施工していること。）を満たす施工実績を有すること。（共同企業体としての実績は、出資比率が20％以上の場合に限る。）。
　(B)ａ　建物用途　上記ア(A)ａに同じ
　　ｂ　建物規模　延べ床面積6,000㎡以上
　　ｃ　工事種目　空気調和設備及び排水設備
　　ただし、工事種目は、空気調和設備と排水設備が別々の暖冷房衛生設備工の実績でもよいものとするが、それぞれ上記ａ及びｂの要件（工事種目のシステム一式を施工していること。）を満たす工事とする。（共同企業体としての実績は、出資比率が20％以上の場合に限る。）。
⑤　次のアからウの各工事に携わる建設企業は、自らが携わる各工事においてアからウに示す要件を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事期間中に専任で配置できること。ただし、複数の建設企業がアからウの各工事を共同して行う場合は、それらのうち一者が次の技術者を専任で配置できるものとする。また、複数の建設企業がアからウの各工事を工区等ごとに分担して行う場合は、工区等ごとに工事を分担するそれぞれの者が次の技術者を専任で配置できるものとする。
　ただし、建築工事において区分建築企業が携わる場合、区分建築企業は次のアに掲げる要件を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事期間中に専任で配置できるものとする。
　なお、この場合において、次の２⑷⑤アｂにおける「上記④ア(B)」を「上記④ア(D)」に読み替えるものとする。
　また、入札参加表明に係る資料提出時点において、監理技術者又は主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出することは支障ないものとするが、いずれの候補者についても次の要件を満たしていなければならないものとする。
　監理技術者又は主任技術者については、各担当工事の施工完了までの間、病気・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして発注者に承認された場合の外は、変更を認めない。
ア　建築工事
　ａ　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
　　なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が一級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。
　ｂ　平成８年４月１日以降に、上記④ア(B)の要件を満たす新営工事（建築一式工事）を元請として施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
　　なお、経常ＪＶにあっては構成員のうち一者が上記④ア(B)の要件を満たす施工実績を有すること。
　ｃ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者であること。
　ｄ　配置予定の監理技術者又は主任技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。